

別表十(六)

47欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

商工組合等の留保所得の特別控除額の計算に関する明細書

事業
年度

・

・

法人名

別表十(六)

平二十三・六・三十以後終了事業年度分

所得金額の計算	所得金額総計 (別表四「37の①」)	1	円	改定	土地譲渡税額及びリース特別控除戻戻税額 (別表三(二)「27」+別表三(二の二)「28」+別表三(三)「23」+別表三(四)「15」及び(別表六(十三)「30」+別表六(十六)「30」+別表六(二十)「30」+別表六(二十三)「30」+別表六(二十八)「30」+別表六(三十)「31」)	26	円
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)及び別表七(二))	2		税	税額計 (21)+(22)+(23)+(26)又は(24)+(25)+(26)	27	
	所得金額 (1)-(2)	3		留保	控除税額 (別表四「32の①」及び別表六(一)「6の③」)	28	
総所得金額の計算	法人税額の還付金等(過誤納に係る還付金を除く) (別表四「21」)	4		計	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	29	
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(四)「42」)	5		算	法人税額 (27)-(28)-(29)	30	
	収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(八)「18」、「33」、「38」、「43」及び「48」)	6		金			
	総所得金額 (3)+(4)+(5)+(6)	7		額	住民		
所得金額に係る社外流出額の計算	所得等からした剰余金の分配額	8		改定	改定法人税額 (27)	31	
	社外流出額 (別表四「34の③」)	9		税	同上に係る住民税額 (均等割額を含む。)	32	
	剰余金の分配以外の社外流出額	10		の	地方税法の規定により 控除される外国法人税の額	33	
	差引社外流出額 (9)-(10)	11		計	住民税額 (32)-(33)	34	
	同上のうち所得金額に係るもの (11)× $\frac{(3)}{(7)}$	12		算	改定留保金額 (14)-(30)-(34)	35	
	所得金額に係る社外流出額 (8)+(12)	13		出	資金の額	36	
留保金額	留保金額 (3)-(13)	14					
繰越利益積立金額の計算	期首利益積 (別表五(一)「31の①」)					37	
	合併により引き継いだ					38	
	組合員の脱退により払い戻					39	
	繰越利益積 (15)+(16)-(17)					40	
	(14)の $\frac{68}{100}$ 相						
改定留保金額の計算	課税所得金額 (13)+(19)	20		保	前期に係る剰余金の分配額 (前期の(42))	41	
	②0のうち年800万円相当額以下の金額 の18%相当額 $800万円 \times \frac{\quad}{12} \times 18\%$	21		金	当期に係る剰余金の分配額	42	
	②0のうち年800万円相当額を超え年10 億円相当額以下の金額の22%相当額 $99,200万円 \times \frac{\quad}{12} \times 22\%$	22		の	法人税額等 (30)+(34)	43	
	②0のうち年10億円相当額を超える金 額の26%相当額 $(20-10億円 \times \frac{\quad}{12}) \times 26\%$	23		計	差引金額 (40)+(41)-(42)-(43)	44	
	上記以外の場合	24		算	留保金額の繰越利益積立金額による限度額 $(39) \times \frac{(35)}{(44)}$	45	
	②0の金額又は800万円× $\frac{\quad}{12}$ 相当額 のうち少ない金額の18%相当額	25			控除対象留保金額 (35)と(45)のうち少ない金額)	46	
	②0のうち年800万円相当額を超える 金額の22%相当額				留保所得の特別控除額 $(46) \times \frac{32}{100}$	47	

47欄

商工組合等の留保所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第61条第1項」

②区分番号に、「00211」

③適用額欄に、当該別表十(六)47欄の金額(円単位)を記載してください